

よくあるご質問

○対象について

Q.自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A.住民税は、給与等からの引き落とし又は市区町村から送付される納付書で納付します。したがって、給与等の明細書や、市区町村から送付される納税通知書や非課税のお知らせの有無などで確認することができます。
なお、原則として2019年度分の住民税の給与からの引き落としは6月分の給与から、納税通知書の送付は6月初め頃までに行われます。なお、住民税が課税されない所得水準の目安は以下のとおりです。
※お住まいの市区町村によって非課税限度額は異なります。

【参考】住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）

区分	非課税限度額※
単身	100万円
夫婦（配偶者を扶養）	156万円
夫婦子1人（配偶者と子1人を扶養）	205.9万円
夫婦子2人（配偶者と子2人を扶養）	255.9万円

※生活保護基準の1級地（東京都23区等）における非課税限度額

区分	非課税限度額※	
単身	65歳以上	155万円
	65歳未満	105万円
夫婦 (配偶者を扶養)	65歳以上	211万円
	65歳未満	171.3万円

○申請や使用方法等について

Q.申請書はどこで手に入るのでしょうか？

A.申請書は、多くの市区町村で、購入対象の方に個別に郵送していますが、申請受付が始まっても申請書が届かない場合は、2019年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。
なお、子育て世帯分の商品券については申請は不要です。

Q.商品券は全国共通で、どこでも使えるのでしょうか？

A.原則、発行元の市区町村内でのみ使用が可能です。一部ご使用いただけない店舗や商品がある場合もありますので、詳しくは発行元の市区町村へお問い合わせください。

Q.購入引換券や商品券を紛失した場合、再発行してもらえるのでしょうか？

また、商品券の使用期限が過ぎた場合、返金してもらえるのでしょうか？

A.原則再発行はできません。
また、商品券の購入後は返金もできませんので市区町村が定めた使用期限内に使用するようご注意ください。

Q.自分で買い物に行けないが、本人以外でも使えますか？

A.ご本人の代わりに別の方が買い物に行く場合でも使っていただけます。
ただし、第三者への譲渡はできません。

